

（午前10時41分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番17、13番 瀧君。

〔13番（瀧 洋一君）登壇〕

○13番（瀧 洋一君）議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

今年も残すところ、あとわずかとなってまいりました。私も市議会議員として、この議会で街頭で訴えてまいりましたが、残された任期におきまして、本日を含め、あと2回の一般質問でございます。

私が終始訴えてまいりましたのは、橋本市政は橋本市民のためにある。みんなの声で住みよいまちをつくらなければならないということでございます。そんな思いで、今回は可燃ごみの収集、区長制度を取り上げました。

私たちの未来は私たちの手で、市民と行政が一体となったまちづくりをめざしまして、今回もお尋ねしてまいりたいと思います。

私たちの未来は私たちの手で。市民と行政が一体となったまちづくりをめざしまして、今回もお尋ねをいたしたいと思います。

1項目目、可燃ごみの収集、減量化状況の経済効果の公表について。

平成15年より生ごみ堆肥化によるごみの減量化に取り組んでいます。また、週2回の収集から週1回へと収集回数の減少をお願いしている地域も増えていることと思います。もちろん、地球環境の観点からも処理コストの観点からも、ごみの削減は推し進めるべきであると思います。しかし、市民の方にとって

十分な説明がなされ、納得の上でごみの減量化を推進していかなくてはなりません。

そこで、現在の収集、減量化状況や市長の公約にもあります「ごみの処理費用コストが減少した分を教育や福祉に使っていきたい」、この思いがどのように実現しているのか、目に見える形でホームページや市報で公表すべきではないでしょうか。

あわせて、ご協力をいただいております橋本市衛生自治会の役割についてもお尋ねしてまいりたいと思います。

①週1回収集にするようにした経緯についてお尋ねいたします。

②週1回収集の実施地域数についてお尋ねをします。

③可燃ごみの処理量についてお尋ねをします。

④可燃ごみの処理コストについてお尋ねをいたします。

⑤予算執行上、処理コストの減少分をどのように使っていますか。

⑥これらをわかりやすくホームページや市報で公表すべきと考えますが、いかがですか。

⑦衛生自治会の役割について教えてください。

次いで、2項目目でございます。区長制度についてお尋ねしてまいります。

さきの3月・6月・9月定例会においても区長制度についてお尋ねをしてまいりました。引き続き、まだまだ議論の乖離が大きいとは思いますが、少しでも近づけてまいりますようお尋ねをしてまいりたいと思います。

これまでの論点を整理いたしますと、市当局は、「区長さん」と呼ばれる条例上にも規則

にも定義をされていない役職の方に対して、行政の責任と負担を押しつけているのではないのでしょうか。また、長年の慣行であると当局の主張をなされておるわけではございますが、さきの9月定例会の一般質問において、高野口地区においては合併後に行われている、またお願いをしておる業務や負担があるということが明らかになりまして、長年の慣行であるとの主張は崩れました。

そこで、改めまして、区長さんの位置付けと役割と業務、報酬を明確にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

そして、地域住民の声を聞く方法や地域住民への説明責任を果たすべき場を創設していかなければならないと思います。現状の区長制度が市民の声を取り入れることができているのでしょうか。市当局としてのお考えをお尋ねします。

①市当局から見た「区長さん」はどのような立場の方ですか。

②「区長さん」にお願いしている業務に対して報酬をお支払いする意思はありますか。

③「区長さん」の選出方法について市当局はどのようにお考えですか。

④「区長さん」の位置付けや業務内容、権限について明文化する必要はありませんか。

⑤市民の声を聞く方法や市民への説明を行う場について、新たな方法を検討してみませんか。

以上、明快な答弁を期待いたしまして、私の1回目の質問を終わります。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君の一般質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（中山哲次君）登壇〕

○総務部長（中山哲次君）それでは、区長制度についての、まず1点目の、市から見た「区長さん」についての考え方についてござい

ますが、区とは一定の地域で暮らす人々で結成された任意の団体であることから、市といたしましては、市民協働を進め、より良いまちづくりを考える上でよきパートナーとして認識しております。議員おただしの区長さんについては、その団体の中で選ばれた代表者として考えております。

次に、2点目の、区長さんの業務への報酬についてでございますが、3月議会でもお答えさせていただきましたように、市からは区長さんへの報酬としての支出は行っていません。それぞれの区において、規模や事情、役割の違いもあることから、それぞれの区規約等により区長さんへの報酬等について考えていただければと考えております。

3点目の、区長さんの選出方法についてでございますが、先ほどもお答えさせていただきましたように、あくまでも区というものは、その地域で暮らす人々で結成された任意の団体であることから、その団体の代表者の選出方法については、それぞれの区の規約等で定められた方法で地域住民の合意により選出されるものと考えております。

次に、4点目の、区長さんの位置付け、業務内容、権限について明文化する必要はないかとおただしについてでございますが、区長さんは、その任意の団体における区の代表者であると考えております。このことから、区長さんの業務内容、権限等につきましては、それぞれの区において決められるべきものであり、決められているものと考えています。

次に、5点目の、市民の声を聞く方法や説明を行う場について新たな方法を検討してはどうかとおただしについてですが、広く市民の声を聞く方法としては、パブリックコメントの募集や市長への手紙、また、必要に応じた各種事務事業等の説明会の開催等でお聞きする場を設けているところでございます。

今後とも区の果たす役割は大きく、行政のパートナーとして重要になってくると考えていますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

〔市民部長（井浦健之君）登壇〕

○市民部長（井浦健之君）可燃ごみ収集、減量化状況の経済効果の公表についてお答えいたします。

可燃ごみ週1回収集を進めています経緯について、市内各区・自治会長の方々で組織されています橋本市衛生自治会が中心となり、平成3年からのコンポスト容器のあっせんに始まり、生ごみの減量・堆肥化を進めるための方法等の検討や啓発を行っていただきました。

また、橋本市衛生自治会において、「家庭から出る生ごみは各家庭で自家処理しよう」との呼びかけを推進いただき、平成15年からは耕作地を持った市民には自家処理できるコンポスト容器や発酵促進剤の無料貸与等を推進していただきました。

また、耕作地を持った市民が耕作地のない方から出る生ごみを堆肥として利用できるように、市内に3～5世帯のグループを30グループ程度立ち上げていただき、試行錯誤する中で190世帯の地区単位の大きなグループづくりを菖蒲谷区から進めていただきました。

菖蒲谷区では役員の方々を中心に、畑を持たない住民の生ごみは共同のコンポスト容器で処理等を行い、あわせて区民啓発を進めていただいた結果、1年後にはほぼ生ごみが可燃ごみとして排出されなくなりました。

しかし、可燃ごみを週2回収集していたのでは、区民への分別啓発を行った生ごみが可燃ごみへ排出されてしまう可能性もあることから、菖蒲谷区と本市で協議した結果、平成17年7月から可燃ごみの収集を週2回から週

1回収集へ切りかえさせていただくこととなりました。

その後、山内区、恋野区がこの取り組みに賛同いただき、生ごみ減量・堆肥化を現在まで推進していただいています。

なお、本市においては、橋本市衛生自治会で推進いただいている取り組みが市内全体に広がることにより、ごみ減量に関する意識醸成を推進し、ごみの収集に係る処理経費等、ごみに関するコスト削減につながる可能性が大きいことから、平成18年度に「橋本市生ごみ堆肥化・減量化集団実施奨励金交付要綱」を制定し、可燃ごみ収集を週1回に切りかえる区に対して申請世帯数に応じて年間1,200円の奨励金を支払いしています。

また、週1回収集の実施地域数について、橋本市衛生自治会のご支援・ご協力を得て住民への説明会や講習会を220回以上実施しており、延べ8,888名の市民参加により、現在、週1回収集区は71区、1万920世帯に広がっています。

次に、可燃ごみの処理量のおただしについて、直営と委託で収集を行っています平成21年度の生活系可燃ごみ量は約9,737tであります。なお、平成21年4月から7月分が3,322t、広域ごみ処理場へ移行しました平成21年8月から翌年3月分が6,415tであります。

なお、広域ごみ処理場への移行前と移行後のごみの分別方法が異なることから、正確な数字について比較することは困難ですが、生活系可燃ごみ量の平成16年度1万2,531tと、21年度約9,737tを比較推計いたしますと、約2,800t削減していただいたこととなります。

また、可燃ごみ処理コストについてですが、広域ごみ処理場の稼働期間が短い中であり、正確な数字について比較することは困難ですが、平成21年度の直営と委託で収集を

行っています可燃ごみの処理コストは、ごみ収集に要する経費として、ごみ収集委託料と市直営収集の正規職員の給与費のみで概算の計算をしますと、生活系可燃ごみの収集では約1億5,400万円と推計しています。

したがいまして、平成21年度の生活系可燃ごみの収集経費の推計額であります1億5,400万円と平成21年度の生活系可燃ごみ量の9,737tから推計しますと、1t当たり約1万5,800円となります。

また、広域ごみ処理場へ移行いたしました平成21年8月から平成22年3月分の生活系可燃ごみの収集経費の推計額は9,800万円であり、平成21年8月から平成22年3月分の生活系可燃ごみ量の6,415tから推計しますと、1t当たり約1万5,300円となります。

また、平成21年8月から平成22年3月分の橋本周辺広域市町村圏組合負担金をもとに現在の処理コストを試算いたしますと、広域ごみ処理場の管理運営費負担分の可燃性ごみを焼却するための焼却施設に係る経費として約2億1,500万円必要でしたので、生活系可燃ごみと事業系・直接搬入の可燃ごみの9,445tから1t当たり2万2,700円の焼却関係の費用が必要であると推計されます。

次に、予算執行上、処理コストの減少分をどのように使っているかについて、市長のマニフェストにもありますように、小学6年生までの医療費無料化に取り組んでおり、継続して実施し、コミュニティバスの高齢者・障がい者への無料化についても検討していきたいと考えています。

また、これらをわかりやすくホームページや市報で公表することについては、「広報はしもと」平成19年2月、10月、平成20年6月において、ごみ処理に係る経費の削減等についてお知らせしています。ごみ量資料やごみ処理費用等の一般廃棄物に関する情報について

は、今後とも市民にわかりやすいホームページや「広報はしもと」への掲載を検討しますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

最後に、衛生自治会の役割について、橋本市衛生自治会は、昭和60年に本市の環境行政にご協力いただくとともに、市民自らの手で生活環境の整備と改善を進めることを目的として、各区自治会長により組織いただきました。

橋本市衛生自治会の役割としては、古くは防疫への取り組み、市内一斉防除の実施や薬剤の共同購入等から始まりましたが、時代とともに市の施策へのご理解、ご協力を賜りながら、ごみの減量化及びリサイクルの推進や市内の環境美化、地域での防除活動の実施等、住民の生活環境の広きにわたりまして市へのご支援、ご教示をいただいています。

また、特に、先ほど説明させていただきましたように、生ごみの減量・堆肥化への取り組みは、橋本市衛生自治会の各区・自治会長の方々の地域住民への指導力、行動力のおかげです。

これまでの活動により橋本衛生自治会は、平成20年6月に第7回わかやま環境大賞、平成22年6月には環境省より地域環境保全功労者表彰を受賞され、国や和歌山県からも高い評価を受けております。

本市の一般廃棄物の処理経費を軽減し、少子化対策や高齢者福祉などへの予算の有効活用等を進めるためには、市民と行政の協働によりごみの減量化及びリサイクルを推進することが必要でありますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君、再質問ありますか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）ありがとうございます。

それでは、まずは可燃ごみのほうからお尋ねをしてまいりたいと思います。

まず、最初に、週1回収集をとれた経緯ということで、菖蒲谷区から始まってという、この試みしていただいて、地球環境の保護、ごみの排出量の抑制につながっているのかなということはよくわかりました。この取り組み、活動に対しては敬意を表するものでございます。

ここから質問に入ってまいりたいと思うんですけども、まず、週1回収集の実施地域数が71地区で1万920世帯ということなんです、71地区というのは、これ、全体109でしょうか。107とか108とか、いろいろ数字あるんですが、それから見たら概ね7割近くが既に実施済み。であるにもかかわらず、世帯数で見ると、これはまだまだ半分以下というふうに読み取らせていただくんですけども。ということは、割と郊外といいますか、山間地といいますか、といった部分から実施をされてきて、今から大規模なニュータウンとか、そういった地区が残っているのかなということがこの数字から読み取られるんですけども、それに間違いございませんでしょうか。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）今、瀧議員がおっしゃられますように、まず最初、山間部のほうから衛生自治会のほうで啓発をしていただきながら進んできた。現在、市街地と言われます、例えばこの周辺であれば東家区とか市脇区とかが市街地として週1のほうへ切りかえをしていただいております。

そういうことで、いわゆる橋本市北部の新興住宅地が現在、まだ週1の状況にはなっていないということでございます。ただ、衛生自治会の役員さんなりがそれぞれの区の中で週1に向けての検討は現在していただいておりますし、我々もその会議の中へ一緒に参加

させていただいて、ご説明やら市の支援等についても説明をさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）まず、ここでちょっと基本的なことを教えてください。週1収集に変えていくのはだれですか。行政ですか。今のご答弁だったら、衛生自治会が決めたんですか。この地区は週1にしましょうと決めていくんですか。行政が決めていっているんですか。だれが決めていっているんですか。その点お尋ねします。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）私のご説明が十分でなかったかなというふうに思うわけですけども、各地区に衛生自治会があるわけ。その固まりとして橋本市衛生自治会があるわけで、各地区の衛生自治会の会長さんをそれぞれ地域の区長さんが兼ねられてるということの中で、区長さんなり区の役員さんの中で週1収集に向けて、いわゆるごみの減量化に向けて。まずはごみの減量化です。ごみの減量化が始まって到達するところが可燃ごみの週1回収集というところにつながっていくわけで、週1収集が先ではないわけです。

まず、その地域の中で、菖蒲谷区がやられましたようにごみの減量をやっていく中で、これであれば週2回収集に来ていただかなくても、週1回収集で十分ごみが出せるやないかといった結果の中で週1回収集になってきたということで、それぞれの地域の区長さんなり区の役員さんなり区民の方がそれぞれの地域の中で決定をして、市のほうへ、例えば、うちの区は何月から週1回収集で結構ですということを出していただくと。そういった形の中で現在進めさせていただいております。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）区長さんが決めるんですか。今のご答弁。ちょっと待ってくださいよ。これ、大事なポイントですよ。今の答弁に出てきた。これ、さっきの総務部長の答弁にもあったけども、任意団体の長でしょう。市民の皆さんから声が出て変えていくんですか。市が決めるんですか。

私も議員してまして、週1収集についての報告は議会にあったことあります。市として週1回にしますというような議案というのは出てきた記憶はありませんし、議決に加わったこともありません。ごみの収集というのは、住民サービスのとても大事なポイントですよ。行政が提供する住民サービスの大事なポイントなんです。ここに行政としてどう関与してるんですか。

今まで、もともと週2回やった。私も神戸から橋本に引っ越してきたときに驚いたのが、粗大ごみ。ここ、一体いつになったら取ってくれるのやろう。都会では、粗大ごみ、地球環境考えていいか悪いか別として、毎週木曜日とか、週1なんです。粗大ごみって。橋本市へ引っ越してびっくりした。2カ月に1回。「ええっ、いつ出せるの」と。それがいいか悪いかは別としてですよ。これだけ差あるんです。片や週1回、こちらは2カ月に1回。1回出しそびれたら、次、一体いつになったら取ってもらえるんですか。あと、もちろん、持っていきなさいという話があるでしょうけど。

まず、市としては週2回という原則、これ、多分ないのかなとは思いますが、週1回にするのに、菖蒲谷区が生ごみの堆肥化で、これはわかります。立派な取り組みしていただいていると思います。これを全市的に広げていこうというのは、市の指導があるんじゃないんですか。衛生自治会にお願いして、そ

のようにしてくださいというような依頼はありませんか。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）まず、区長さんが決めてるんじゃないかというおただしやったと思うんですけども、私の説明がうまくいってないのかなと思うんです。区長さんや区の役員さんや区民さんの中で決めていただいた結果を区長さんが市のほうへ報告いただいているというふうに、先ほどご説明させていただいたと思うんですけども、そういうご理解をいただきたいと思います。

それと、今、市のほうから週1のほうへしてくれといった働きかけをしているんじゃないかというおただしやったと思うんですけども、まず菖蒲谷区から始まって、恋野区や山内区へ週1が広がっていった。いわゆる橋本市衛生自治会の委員総会なり理事の皆さんの中で、そういう形で地区数の上でも71地区まで進んできたということで、我々も早くから週1をやっているので、1回、衛生自治会として全市週1に向けて、橋本市衛生自治会として検討したらどうかなといった提案が衛生自治会の委員総会なり理事会の中でありました。

そんな中で市としてどういうふう考えてるんよといったお話もあったわけですが、市のほうから全市週1という強制をするということについては時期尚早やということの中で、一度それぞれの地区の衛生自治会に持って帰っていただいて、その中で議論をしていただく中で橋本市衛生自治会として全市週1に向けてやっていこうやないかという結論が出るのであれば、市としてもそれに向けての支援なりが必要であればさせていただきたい。そういった形の中で話を進めてきておるということで、市のほうから強制的に週1にしてくれと言っている状況ではありません。

それと、週2回収集というのが議会の中へも上がってないやないかというふうなおただしがあったと思うんですけども、可燃ごみなりごみの収集については週何回行きますよというようなことは条例では決まっております。

これにつきましては、先ほど10番議員のご質問の中でもお答えしましたように、廃棄物処理法の中でそれぞれの市町村が一般廃棄物処理基本計画をつくりなさいということになっておるわけですけども、この中で週2回収集をというのが載っております。

しかし、それぞれの市民の皆さんが自家処理を推進していただく中で、結果として週1回収集になるのであればそれを推進していきますということも、平成21年7月につくっております一般廃棄物処理基本計画の中でそういう形でうたわせていただいておりますと、周知をさせていただいておりますということでございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）まず、私、何も週1にするなど言ってるわけじゃない。それよりも一般廃棄物処理基本計画に週2回というふうに決めてるのであれば、市がもっと主体的になってごみの減量を考え、市の現在の財政を考えした結果、週1にしたほうがいいんじゃないですか。市のほうがもっと主体的にやっつけていけばいいんじゃないんですかと思えます。そこで衛生自治会、ここからあったんだというふうに持ってこなくても、市が。市長だって公約してるんですよ。ごみを減量化して、それをもっと教育や福祉に使いますと言ってんですよ。だったら、市が主体的になって、橋本市は週1にします、処理量これだけ減ります、コスト減りました、だから、この分を教育や福祉に回すんですよと言えいいんじゃない

ないんですか。

私は、そこで何か区長さんとか衛生自治会とかというんじゃないで、これは市が主体的になって取り組んでいただきたいと思えます。これはここでとめます。

それでは、次に、処理量についてお尋ねをします。

先ほどいただいた数値なんですけど、21年度ということもあって、処理量にしてもコストにしても、広域が絡んでいますので、なかなか単純比較というのが難しいのかなと思うんですが。

まず、減量の実績、処理量ですが、平成16年度と21年度で約2,800tでしたでしょうか、削減をされたということなんですけど、人口も大分減つとると思うので、人口一人当たりの排出量で比較してどの程度の削減ができたのか、これについてお尋ねをします。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）済みません。ちょっと資料を持っておりませんので、後ほど答弁させていただきたいと思えます。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）はい、わかりました。そしたら、後ほどで結構でございます。

済みません、コスト、ちょっと理解しづらかったんですが、先ほどご答弁いただいた中で、21年度の生活系可燃ごみ収集経費が1億5,400万円、広域ごみの移行後が1t当たり1万5,300円ということで、これは広域に移ったことによって1t当たり500円減少したと、そういうふうに読んだらいいんですか。これ、単純に、済みません。

それと、あと、もう一つ、可燃性ごみの焼却の経費が1t当たり2万2,700円。これは、逆に広域になったので、この負担が増えたというふうに読んでいいのか。済みません、ちょっと、これ、単純に解説をお願いします。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）演壇のご答弁でも差し上げたと思うんですけども、実際、広域の中に事務担当者会というのがあるわけです。そこでごみの処理に要する経費の定義付けというのを今現在やっております。それぞれ広域組合圏へ入っております橋本市、かつらぎ町、高野町、九度山町、ちょっと違うところがあるということで、きちんとそれを整理した上で処理に要する経費なりを出していこうやないかというふうな状況に現在なっております中で、先ほど申し上げましたように、あくまでも即応値としての中で計算をした、いわゆる概算の数字であるというご理解を賜りたいと思うんです。

言われてるとおりに確かに広域に移ることによりまして分担金等もありますので、今までであれば二つの施設の中でもやっておったわけですけども、分担金もありますので、その分が多少増えてきたということの中で上がってきたかなという推測はできるわけでございますけども、それがそのとおりでということは今段階では申し上げられないという状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）私もこの質問させていただくのに事前に通告もさせていただいておるわけで、今回の質問、何が言いたいのかって、⑤、⑥ってあるわけですけども、要は、週1回収をこれからお願いしていくわけですね。しかも、今まだ世帯数でいったら、これから大半が残っているわけですよ。北部の大規模なニュータウンの方々、なかなか生ごみの堆肥化、コンポストを貸しても自家消費が難しい方が多い地域やと思ひます。そしたら、私らが苦勞する分、週2回が1回になって、やっぱりいろいろありますよね。当局も

ご認識や思ひますけども、じゃあ、おむつとかどうするのと、夏場ね。週2と週1で。それはまた対応しますとか、いろいろ施策はありますよ。週2回を週1回にする。地球環境のことあるけども、ふだんの生活の中で、やっぱり大変は大変やと思ひますよね。慣れたら一緒というのはあるかもしれませんが。そしたら、その多くの市民の方々にご理解をいただくために、これだけの効果があるんですよ、橋本市の住民サービスがこれでこれだけ上がるんです、こういったお話をしていかなければ、いくら説明会をして、理念的なことで地球環境にいいですからご協力くださいだけじゃなしに、そういったことを示していけないといけないし、市長もこれを公約としてされていくわけですね。その削減量がわかりませんでは話にならないんですよ。通告してあるので、すり合わせもしているわけで、そのあたりの数字はやっぱり出しておいていただきたい。

広報の発表についても、平成19年と20年にやっています。何年前ですか。今22年ですよ。これからどんどん進めていかないといけない時期になぜできないのか。広域に移行したかもしれないですけども、量はこれだけ減っています。減少しています。だから使えるんです。だから済みません、市民の方、ご苦勞をかけますけども、私たちの暮らしをよくするためなので、どうぞご協力ください。こんな姿勢が必要じゃないでしょうか。

そのあたりまで含めて、もうあまり時間もありませんので、一括してご見解をお聞かせください。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）申しわけございません。先ほど答弁をさせていただいた処理量ですけども、平成16年の1日一人当たりの排出量ですけども、1,008.89gでございます。



平成21年度の1日一人当たりの排出量が852.92gでございます。ということで、1日一人当たり約150g減らしていただいているという状況でございます。

それと、削減の効果を広報等で知らせないやないかというおただしやったと思うんですけども、弁解になるかわかりませんが、昨年の広域に移行する前段から、ごみの分別が大きく変更になるということで、その分別の關係の記事を連載で載せさせていただいたり、そしてまた、ごみ袋の無料引きかえの關係につきましても広報等に載せていただいたという關係もございまして、紙面の關係で広報ができてないという結果にはなっておる状況でございます。

ただ、市長のマニフェストにもありますように、子どもの医療費等の關係につきましても、きちんと広域のほうでごみの処理量なり処理費用の定義付けができましたら、市民の皆さまにご協力いただいた結果これだけ削減できましたと、そして、その費用をこういった形で使わせていただくということを広報なり市のホームページの中で掲載をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）ぜひ公表はお願いしたいんですけども、今、その答弁、信用させていただくんですけども、削減量、削減コスト、このコスト、ここ、ちゃんと明確にしてくださいね。今の状態やったら、多分、それ、出せないから。削減効果が見えないから出せない、何か、そんなふうにしか思えませんので、それについてはしっかりとお願いをしたいと思っております。

それと、あと、週2と週1、住民サービスとして、同じ市民税を支払っていて公平なサービスを受けるのが原則やと思っております。だから、週1でご負担をお願いしているのであれば、それに対して何らかのメリットなどということも本来検討すべきじゃないかと思うんですね。ここが、市が主体的にやってないからそうなるのやと思うんですけども、じゃあ、そこでごみ袋の無料の配布数が変わってくるだとか、そんなこともあってもいいのかなと思います。それらも含めて今後ご検討をいただければと思います。

何か答弁、あるのやったら。

○議長（中西峰雄君）当局のほうの発言の申し出がありますので、それを許します。

市民部長。

○市民部長（井浦健之君）市民の皆さんに対して何もメリットがないじゃないかというおただしですけども、きょう傍聴の方もいらっしゃいますので申し上げたいんですけども、これも議会のほうへ予算を提案させていただいて、議決もいただいて、決算報告もさせていただいたわけですけども、1世帯当たり、週1回していただく地域については1,200円の奨励金をお渡しさせていただいておりますし、また、週1回収集地域につきましても、生ごみの処理機の補助金も、通常であれば2分の1ですけども、3分の2まで引き上げをさせていただいていると。そういった支援策も市としてさせていただいているということをご理解賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）そのお話が出てきたので、もう言わんところかなと思うてます。けれども、もちろん1,200円出ているの、私も承知をしております。じゃあ、区に入っておられない方は、この利益をどのように享受されているのか、お尋ねをします。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）この奨励金1,200

円の支払いにつきましては、それぞれの区のほうへお支払いをしておるわけでございます。私の承知している範囲では、区民の方々一人ひとりにそのお金を配分しているといった区は承知をしていないわけですが、例えば区の電気代とか、または、区の中の費用にそれを使っておられるというふうに承知しております。

そんな中で、区に入っていない人は恩恵がないじゃないかということですが、例えば防犯灯の電気代とか、そういったものをそういった費用の中で賄っていただいているということであれば、それはそれで区へ入ってなくても恩恵はあるんじゃないかなというふうに考えておりますし、それ以外の中でも何らかの形で使っていただいて、区に入っていない方についても恩恵があるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）それに関してはそれでお聞きをしておきます。

あと、その衛生自治会、そもそも衛生自治会というのが各区長さん。構成するメンバーは区長会と同じなんですよね。この衛生自治会、かなり生ごみのコンポストとか、いろいろ専門的な知識なんかを有する方をお願いするといいいのかなと思うんですが、たまたま区長さんと同じ方々で構成されておるんでしょうか。

それと、衛生自治会では職員も雇っておられるんですけれども、この方たちはどのような業務をされているのか、市のほうでは掌握されておりますでしょうか。実際、市からは一千三、四百万円ですかね、出てますよね、衛生自治会に対して。それに対してのお考えをお聞かせください。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）まず、1点目の衛生自治会の委員構成でございます。ここに会則を持っておるわけですが、会則の中では、委員会は、次の地区区長会長及び各地区より推薦された区長1名と1,000世帯以上の区の区長で組織するというふうな形で、橋本地区、岸上地区、山田地区、紀見地区、隅田地区、恋野地区、学文路地区、高野口地区、応其地区、信太地区ということで、この地区の区長さんについては区長理事ということに規約上はなっております。

それと、衛生自治会の職員の仕事内容でございますが、ごみの袋の配達もありますし、また発注と配達、それと生ごみの堆肥の講習会等、そういった仕事をしていただいております。また、先ほど演壇から申し上げましたように、地域防除業務ということで薬剤の配布もやっておるわけですが、その注文なり、それぞれの地域に出て行って各区長さんにお渡しをしているといった業務をしていただいております。

特に、週1に向けて衛生自治会の中で積極的な取り組みをしていただいておりますが、その地域への説明会については、職員が夜なり休みも関係なしに説明会に行っていて、その職員のおかげもあってここまで週1回が増えてきたということも事実じゃないのかなというふうに考えております。

また、橋本市衛生自治会が主催の生ごみの講習会を地区公民館なり、そしてまた、この文化会館等でもやっておるわけですが、その指導というんですか、というのも衛生自治会の職員なり、市のほうで嘱託として雇っております生ごみ・堆肥等指導員等と協力して講習会をやっております。

それで、また、生ごみ処理機なり、かご式なりをそれぞれの地域で個々にやっただけで、また、生ごみ処理機なり、かご式なりをそれぞれの地域で個々にやっただけで、こんなことでちょ

っと虫がわいたんよとかいった話が市のほうへ寄せられるわけですけども、そういったところへの指導というんですか、といった部分も衛生自治会職員と、そして指導員とで現場のほうへ行っていておると、そういった業務をやっていただいております。それは委託契約の中で、そういった業務をしてくださいよということで指示をしておるといってございませう。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）その委託ですね、配送費とか、そんなん出てきたんですけども、これ、本当に委託しないといけないものなのか。これ、区と全く同じような構図なのかなというところで、市の予算の使い道等、また十分、今後検討をしていただきたいと思います。

時間の関係で、区長制度のほうへ移らせていただきたいと思います。

区長制度、総務部長、3、6、9、12、4回目で、ちょっとうずまってきたね。大分答弁のトーンが変わってきましたね。

一つは、区というのが任意団体である。区長さんというのは、そこの代表者ですよ。特に何もお願いするものでもありませんよ。別に何の権限もないんですよということを明確にご答弁いただけるように、やっとなつてまいりました。だいたいそこに関しては、私もこれずっとやってて、大分ご理解いただいていたのかなというふうには、きょうの答弁お聞きして感じました。最初の頃と大分トーンが変わってきたなと。これ、非常にありがたいなと思うんです。

だから、そんな団体の長やから何もそんな報酬を払う必要もないし、選出方法、これは別に自治会で住民自治の原則で選ばれることやから市は知りませう。それでええんですわ。全くそのとおりだし、別に何の権限もな

い人なので、特に市で明文化する必要ありません。そのとおりですよ。なかなか理解を得てきたなというふうに思います。答弁としては非常にいい答弁やなと思うんです。

じゃあ、実際にやっていることがそれに即しているのか、その答弁と一緒になのか。あと、ここだけです。どうして区長さんには言える話が議員には言えないんです。こんなことが何で日常茶飯事なんですか。これは前の議会でもやりましたよね。

紀の川祭中止だってそうでしょう。報道機関や主体的に実施されている商工会議所とかには、いついつまでこの情報は絶対守ってくださいよ、外に出さないでくださいよと言って、その3日後の区長会で発表してるんでしょう。そんなことしてるんでしょう。それがわからへんと言ってるんです、私は。おかしいんじゃないですかと。そこの答弁はいいんです。

そのあたりも含めてね。ただ、私、申し上げているのは、じゃ、どう改めていくかなんです。本当に今、部長の答弁のあったとおり、自治会の会長さんということであつて、防犯灯をお願いするとか、あと盆踊り、いろいろしていただくとか、そういったことですのであれば、別にここの議会と言う話じゃないんです。

本当にそういう形でしていくのか。それとも、今までどおりさまざまな事、今までの総務部長の答弁ありましたよね。地域のことを一番よくご存じの方が区長さんやと。今回、答弁聞いたら、そこの任意団体の長ですよということなので、いいんですけども。だから、いろいろご相談していくんやと。ご相談していく、お願いをするのであれば、市としてそれなりの報酬なりもちゃんとしていく必要があるんじゃないかということで、私、ずっと取り上げてる。

それはどちらの方向に今後持っていかれようとしているのか。または、そろそろこの制度も考え直していく転機に来ているのか。そんなふうにお考えなのか。多分、今言わずで答えが出る話じゃないというのは私も理解をしておりますし、長年続いてきた、それも理解しています。ただ、そろそろ考え直さないといけない時期に来てるんじゃないかと思いますが、そのあたりのご所見をお聞かせください。

○議長（中西峰雄君）暫時休憩いたします。

（午前11時38分 休憩）

（午前11時38分 再開）

○議長（中西峰雄君）再開いたします。

副市長。

○副市長（清原雅代君）まず、瀧議員は冒頭のご質問の中で、高野口では区長さん方が従来は今の橋本市と違う形態の役割を担っていたと、その中で現在の役割に対して非常に不満をお持ちのようなお話があったかと思えます。

それは、旧橋本市との役割の違いの中で、合併してから区長会の中でも双方ご協議をいただいて、現在の橋本市の区長会としての役割を担っていくということが、ご自分たちの中で話し合いによって決定いただいたという経緯がございます。

決しておっしゃるような、行政からの押しつけというふうには私どもは考えておりません。当然、市としての要望とかというのは申し上げてあるかもわかりませんが、それはご自分たちの話し合いの中でそういう役割を担っていくということで決定されたものと思っておりますので、そのところは行政としての意見を申し上げておきたいと思えます。

それと、区長さん方に対しての報酬の件で

ございますけれども、あくまでも区長会というのは、先ほどからなんべんも申し上げてますように、地域の中で自主的に活動いただくというところから生まれた団体でございます。

その中で、市からのお願い事につきましては、いわゆる広報を配布していただいたり部分については、そういった依頼に相当するものを予算として上げさせていただいておりますけれども、それ以外の部分はそれぞれの区の中ですべて役割が違っていると思います。一定のその形の中ではなくて、従来からの地域の中で区長さんとしての役割というのは位置付けられておりますので、そのこの業務に関して市からその報酬を出すということは全く筋違いではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。再質問は簡潔にお願いいたします。

○13番（瀧 洋一君）済みません。簡潔にいたしますので、最後に一つお尋ねをします。答弁も簡潔にお願いします。

地方自治法上、公職選挙法上、市民の代表はどなたと市当局はお考えですか。

○議長（中西峰雄君）簡潔に答弁願います。総務部長。

○総務部長（中山哲次君）まずは、公職選挙法で選ばれております市議会議員の皆さま方は、当然、橋本市内全域を見ていただいて、行政運営を市民のためにやっていただいておりますというふうには考えております。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）法律上でございますので、明確に規定されていると思います。今後も続けてまいりたいと思えます。

本日の質問はこれにて終わります。

○議長（中西峰雄君）これをもって、13番 瀧君の一般質問は終わりました。